

令和5年度ひょうごオンリーワン企業募集要領

優れた技術・製品・サービスを有し、国内外で高い評価、シェアを得ている中小企業者を「ひょうごオンリーワン企業」として認定・顕彰するため、以下により募集します。

1 実施目的

兵庫県の産業競争力の強化に向け、世界に飛躍する企業を創出するため

2 実施主体

兵庫県

(事務局・申請先)

兵庫県産業労働部地域経済課経済・雇用政策班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3342 FAX 078-362-4274
E-mail chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp

3 応募要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者に該当すること（知事が特に認める中小企業者等の共同体を含みます）
- (2) 県内に本社又は主力工場・研究所を有すること
- (3) 製造業又は製品生産に不可欠な技術・サービスを提供する非製造業であって、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ア 優れた独自技術を活用した製品又は技術・サービスを保有し、市場で一定のシェアを占めること
 - イ 加工等の分野でその技術水準が極めて高いこと

4 審査方法等

(1) 審査方法

有識者で構成する委員会を開催して審査します。応募書類による審査のほか、必要に応じてヒアリングや現地調査による審査も実施します。

(2) 審査基準

次の審査項目に基づき、総合的に評価します。

項目	概要
独創性	製品の仕様・設計、製品の素材・材質、生産・加工技術において、独創性、革新性、先導性を有しているか
優位性	市場で、あるいは競合相手に対し、製品・技術の優位性を有しているか

将来性 応用可能性	製品・技術に更なる発展の可能性はあるか。技術は様々な製品・分野に応用可能か
実用性 社会性	製品・技術が広く社会、経済の発展に寄与しているか

※ 上記のほか、地域の貢献活動なども考慮します。

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和5年11月頃を予定しています。

5 認定の有効期間等

(1) 有効期間

5年間

(2) 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合、「ひょうごオンリーワン企業」の認定を取り消すことがあります。

- ア 認定を受けた要件を欠くに至ったとき
- イ 事業活動を中止又は廃止したとき
- ウ 虚偽の申請により認定を受けたとき
- エ 公序良俗に反すること又はそのおそれのあることが認められたとき
- オ 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき

6 応募方法

申請書に必要事項を記載の上、関係書類を添付して提出してください。なお、提出された応募書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 応募期間

令和5年7月12日（水）から令和5年8月18日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

ア 必須書類

- ・申請書（県のホームページよりダウンロードできます。）
- ・役員名簿
- ・決算書類（直近期3年分）
- ・以下に該当する書類の写し1部（該当がある場合のみ）

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」認定事業者と確認できるもの（申請中の場合、申請書類の写しでも可）
- ② 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドラインに基づく「レジリエンス認証」取得事業者と確認できるもの
- ③ 兵庫県中小企業団体中央会がBCP策定を支援し、推薦する事業者と確認できるもの
- ④ 兵庫県企業BCP策定支援事業による補助を受け、BCPを策定した事業者と確認できるもの

イ 任意提出書類

申請事項をアピールするための補足資料として、必要に応じて提出してください。

- ・企業の紹介パンフレット
- ・製品等のカタログ
- ・技術に関する補足資料
- ・特許権等に係る登録原簿等の写し
- ・その他必要と思われる書類

(3) 提出先

2 実施主体に記載のとおり（事務局・申請先）

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、審査事務手続上、申請書の電子ファイルも併せて、前記（3）のメールアドレスに送付ください。